

～ 保険給付について ～

出産育児一時金の支給について

本組合では、被保険者が出産（妊娠12週（85日）以降の流産・死産を含む）した場合、「出産育児一時金」として、**500,000円**を支給いたします。

出産育児一時金の差額支給がある場合には、本組合の指定申請書、並びに分娩機関より発行される「産科医療保障制度加入機関の証明書」を併せてご提出ください。

※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は**488,000円**を支給いたします。

＜お申し込みについて＞

当組合ホームページより「出産育児一時金支給申請書」をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出ください

葬祭費について

本組合では、被保険者が死亡した場合、葬祭を行う者に対し、「葬祭費」として次の額を支給しております。

＜お申し込みについて＞

当組合ホームページより申請様式をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出下さい。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 死亡者が医師組合員であるとき | 300,000円 |
| 2. 死亡者がその他の被保険者であるとき | 100,000円 |

傷病手当金の支給について

本組合では、療養のため業務に従事することが出来なくなった場合、医師組合員及び従業員組合員に対して「傷病手当金」を支給しております。

＜お申し込みについて＞

当組合ホームページより「傷病手当金支給申請書」をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出ください。

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 対象者 | … | 医師組合員・従業員組合員
(要加入後6ヶ月以上の資格期間) |
| 2. 支給期間 | … | 就業不能と認められた日から第15日目より支給
※180日を限度とする |
| 3. 支給額 | … | 医師組合員1日当たり 6,000円
従業員組合員1日当たり 2,000円 |

～ 保健事業について ～

半日人間ドック・脳ドック・PETがんドック費用助成事業

本組合では、医師組合員と配偶者（※医師国保加入者）を対象に、半日人間ドック・脳ドック・PETがんドックの費用を助成します。

- ◆助成額：30,000円を上限に助成します。
※年間1回限度
※30,000円に達しない場合、その金額が助成されます。
※特定健診を同時受診した場合、その分を差し引いた金額となります。

◆対象者：74歳以下の医師組合員及び配偶者（医師国保加入者）

◆実施機関：標記ドックを実施する医療機関

〈お申し込みについて〉

当組合ホームページより申請様式をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出下さい。

インフルエンザ予防接種助成事業

本組合では、インフルエンザの予防接種事業を次のとおり実施いたします。

- ◆助成額：3,000円 ※年間1回限度
- ◆対象者：医師国保組合の被保険者（74歳以下）
- ◆実施期間：令和7年3月31日までの接種者を対象に助成します。

〈お申し込みについて〉

当組合ホームページより申請様式をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出下さい。

健康診断助成事業

本組合では、従業員の健康保持・増進を目的に健康診断補助事業を実施いたします。

- ◆助成額：7,270円 ※年間1回限度
- ◆対象者：医師国保組合に加入している39歳以下の従業員組合員
- ◆実施機関：最寄りの医療機関（自院含む）

〈お申し込みについて〉

当組合ホームページより申請様式をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出下さい。

出産育児支援事業

本組合では、年度内に出産された被保険者へ育児冊子を1年分送付し、育児支援を行います。

- ◆対象者：医師国保組合の被保険者
- ◆実施期間：令和7年3月31日までにご出産された被保険者が対象です。
出産された翌月から1年間。

〈お申し込みについて〉

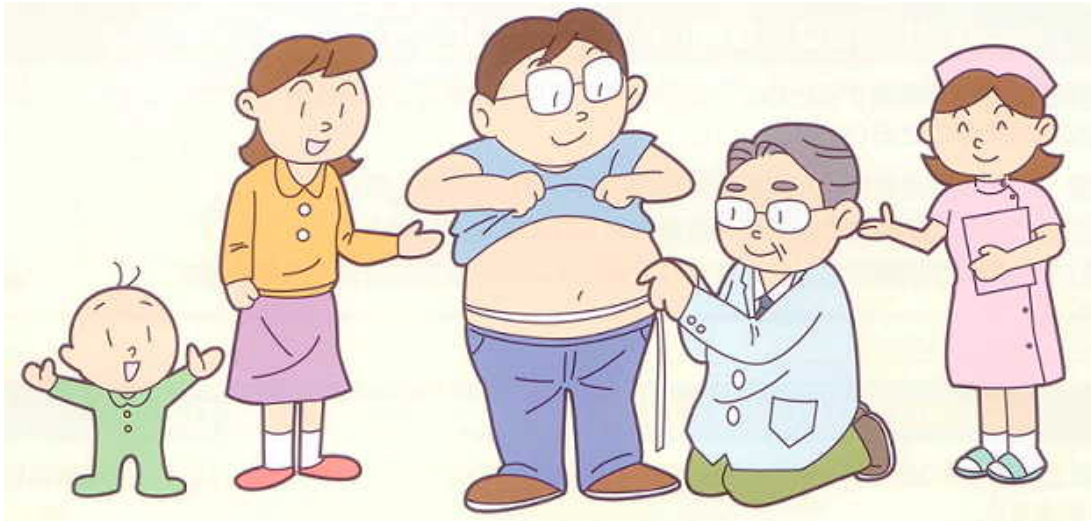
当組合ホームページより申請様式をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出下さい。

～ 特定健診・特定保健指導について ～

特定健診・特定保健指導に関するお知らせ

40 歳～74 歳の特定健診・特定保健指導に該当されている被保険者の皆様には、受診券がお手元に届きましたら、早期に受診していただきますようご協力をお願いいたします。

なお、受診券は、5 月中旬～6 月頃に郵送する予定です。



～ 後期高齢者組合員（75歳以上）の保健事業について ～

傷病見舞金の支給について

本組合では、療養のため業務に従事することが出来なくなった場合、後期高齢者組合員に対して「傷病見舞金」を支給しております。

〈お申し込みについて〉

当組合ホームページより申請様式をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出下さい。

1. 対 象 者 … 後期高齢者組合員（75歳以上）
2. 支給期間 … 入院した日から第15日目より支給（※180日限度）
3. 支 給 額 … 1日当たり 2,000円

死亡見舞金の支給について

本組合では、後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族の方に対し、「死亡見舞金」として次の額を支給しております。

〈お申し込みについて〉

当組合ホームページより申請様式をダウンロード頂き、必要事項を記入のうえ、組合までご提出下さい。

1. 対 象 者 … 後期高齢者組合員（75歳以上）
2. 支 給 額 … 100,000円